

反社会的勢力排除に関する覚書

大府東浦花火大会実行委員会（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は、以下の通り、反社会的勢力排除に関する覚書を締結する。

1. 甲および乙は、下記の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業または関係者、総会屋、社会運動標ぼうロゴ、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）であること
 - (2) 上記（1）に該当しなくなったときから5年を経過していないこと
 - (3) 役員、実質的に経営に関与している者が反社会的勢力であること、反社会的勢力であったこと
 - (4) 反社会的勢力を利用していること、あるいは関係していること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、下記の各号いずれの行為またはこれに準ずる行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関し、脅迫的な言動、暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) その他（1）～（4）各号に準ずる行為
3. 甲または乙の一方が確約に反していると合理的に判断した場合、相手方に何らの通知、催告をすることなく、すべての契約および取引を解除できる。
4. 前項の規定にもとづき、契約解除された場合、解除した側は、解除により生じる一切の損害賠償義務を負担しない。当該契約解除により、解除した側に損害が生じた場合、解除された側が損害を賠償する。本覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名・押印の上、各1通を保有する。

2025 年 月 日

（甲） 大府東浦花火大会実行委員会

実行委員長 外山 英俊

☐ 印

（乙）

☐ 印